

南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託 に関する公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

震災と原発事故に伴う急激な年少人口や子育て世代の減少に加え、近年のこどもや子育て世代を取り巻く社会環境の変化に対し、市が正面から向き合い、こどもたちの笑顔がかがやく「ふるさとの姿」を再び取り戻すためには、子育て世代が安心と喜びを抱ける子育て環境を実現し、子育てに前向きに取り組むことができる子育て世代を更に増やしていく必要があります。

このため、本市では、こどもや保護者のニーズに寄り添った子育てサービスの提供と集約化に加え、子育て世代と地域社会との交流の場を創出するなど、すべてのこどもや保護者を対象とした総合的な子育てサポート機能を構築し、一元的に子育て支援施策やサービスを提供できる新たな子育て拠点として、「南相馬市地域子育て支援拠点施設」（以下「施設」という。）を整備し、子育て環境の更なる充実を図るとともに、震災と原発事故により避難した子育て世代の帰還と新たな子育て世代の移住・定住等をより一層推進します。

2 業務の概要

(1) 業務名

南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務内容

「南相馬市地域子育て支援拠点施設整備基本計画」（以下「計画」という。）を基本に、別紙「南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。ただし、計画と仕様書に相違がある場合は仕様書の記載を優先するものとする。（別添資料「計画と仕様書の主な相違点」参照。）

(3) 対象区域

・所在地

福島県南相馬市原町区高見町二丁目地内

・敷地面積

2, 692.93 m²

・都市計画情報

準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）

防火区域：なし（建築基準法第22条指定区域）

高度地区：なし

・現況

公共施設用地（中学校テニスコート用地）

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(5) 委託契約限度額

38,500,000円（消費税及び地方消費税を含んだ額）

(6) 予算不成立時の事業中止

本プロポーザルは、南相馬市の令和6年度一般会計補正予算第2号の成立を前提に、予算成立前の準備行為として行うものであり、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができませんので、留意の上応募してください。

3 プロポーザル方式等の導入のねらい

本業務は、一つの建築物において子育て家庭の交流、相談、情報提供、講習等の地域子育て支援拠点機能のほか、一時預かり機能、母子健診会場機能、避難所機能など、複数の機能を有する、複合的な子育て支援機能を有することに加え、市が別途実施する、「(仮称) こども・子育て賑わい創出エリア公民連携事業構想」に基づいた魅力あるエリア構築の一部として、子育て家庭を中心とした市民が集う場としての役割が期待される施設です。

そのため、画一的な仕様書に基づく価格の比較ではなく、専門的な知識や経験、多様なアイデア等を有する事業者より企画提案書を徴し、その内容を勘案して評価するプロポーザル方式を採用することで、魅力ある施設づくりと、魅力ある地域づくりの実現につなげるものです。

4 業者選定までの予定

受託事業者選定までのスケジュールについては以下のとおり。

項目	日程
実施要領の公表	令和6年7月17日（水）
質問書の受付	令和6年7月17日（水）から 令和6年7月24日（水）午後5時必着
質問書への回答期限	令和6年7月26日（金）
参加申込みの受付	令和6年7月17日（水）から 令和6年7月31日（水）午後5時必着
入札参加資格の申請 （※名簿未登録の者のみ）	参加申込みの受付期間に同じ ※詳しくは「19 入札参加資格受付に関

	する事項について」参照のこと
参加資格の有無の回答期限	令和6年8月 6日（火）
参加資格の説明請求期限 （※参加資格がないと判断された者のみ）	令和6年8月 8日（木）
参加資格の説明請求回答期限	令和6年8月13日（火）
企画提案書の受付	令和6年8月 6日（火）から 令和6年8月20日（火）午後5時必着
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年8月26日（月）
入札契約審査会 （審査結果報告及び審議）	令和6年9月上旬
候補者選定結果の通知	令和6年9月中旬
契約締結	令和6年9月下旬

5 選定方法

公募型プロポーザル方式

6 公募条件等（プロポーザル参加資格要件）

（1）参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす単体事業者又は共同企業体（以下「JV」という。）とします。

ア 単体事業者の場合

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（イ）令和5・6年度南相馬市入札参加者名簿（以下「名簿」という。）にコンサルタント（建築設計）として登録され、公示日以後に、南相馬市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年南相馬市告示第4号。以下「指名停止に関する要綱」という。）に定める指名停止要件に該当しないこと。

（ウ）名簿に登録されていない者にあつては、参加申込みの受付期限まで入札参加資格申請の受付を行っていること。

（エ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (オ) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (キ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (ク) 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと

(ケ) 以下の同種業務の実績要件を満たすこと

令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型3から5、7、11、12に該当する施設のうち、こどもの遊びや交流、預かり等の用途に供する延床面積1,000㎡以上の施設の新築に係る基本設計及び実施設計に関する業務（平成26年4月1日以降に受注し、当該プロポーザル審査の参加申込書等の提出期限までに完了しているものに限る。）であって、元請として行った実績を有すること。

なお、他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の面積のうち過半数を超える面積が、上記に該当する用途であるものに限る。

イ JVの場合

- (ア) JVは自主結成とし、構成企業は2者ないしは3者であること。
- (イ) 本プロポーザル申請及び契約履行のための協定書をJVの構成企業において締結していること。
- (ウ) 各構成企業は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の企業グループの構成企業ではないこと。
- (エ) すべての構成企業が、本要領「6 公募条件（プロポーザル参加資格要件）」（1）ア（ア）～（ク）を満たす者であること。
- (オ) JVとして、「6 公募条件（プロポーザル参加資格要件）」（1）ア（ア）～（ケ）を満たすこと。
- (カ) JVとして、令和5・6年度南相馬市入札参加有資格名簿への登録を行っていること。

(2) 業務実施上の条件

業務の実施にあたっては、次の条件をすべて満たすものとします。

ア 分担業務分野の再委託

- (ア) 主たる分担業務分野（建築（意匠））を除き、再委託することができる。
- (イ) 構造分野を再委託する場合は、再委託先に同種業務又は類似業務を行った実績のある建築士法第10条の2第1項に規定する構造設計一級建築士が所属していること。ただし、参加者に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合は、この限りではない。

(ウ) 電気設備又は機械設備を再委託する場合は、再委託先に建築士法第10条の2第2項に規定する設備設計一級建築士もしくは建築設備士が所属していること。ただし、参加者に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合は、この限りではない。

(エ) 再委託先の協力事務所は、本要領6(1)ア(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ク)を満たすものとする。

イ 配置予定技術者

(ア) 管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者を1名ずつ配置すること。
なお、管理技術者及び主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。

(イ) 管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者は、本要領6(1)ア(ケ)の実績を有すること。

(ウ) 管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者は、兼任しないこと。

(エ) 管理技術者及び建築(意匠)主任技術者は、本プロポーザル参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上あること。

※ 管理技術者とは、業務の技術上の管理を行う者であり、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による。

※ 主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当者を統括する役割を担う者をいう。

※ 分担業務分野の分類は、国土交通省告示第15号による。なお、提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。
この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。

※ 下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定はできない。

分担業務分野	業務内容
建築(意匠)	告示第15号別添一. 1設計に関する標準業務 一. イ、ロ(1) 表中(1)総合
構造	同上 一. イ、ロ(1)表中(2)構造
電気設備	同上 一. イ、ロ(1)表中(3)設備(i)
機械設備	同上 一. イ、ロ(1)表中(3)設備(ii)(iii)(iv)

(3) 参加の制限

ア 参加者からの参加申込書の提出は、1者当たり1件とする。

イ 参加者は建築(意匠)以外の分野において、他の建築士事務所等(以下「協力事務所」という。)の協力を得ることができる。

ウ 次に掲げる者が所属する単体企業は、本プロポーザルに参加することはできない。また、単体事業者は、次に掲げる者から直接又は間接的に支

援を受けることはできない。

- ・審査委員会委員及びその家族
- ・審査委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属をしているもの

7 参加申込手続

本プロポーザルに参加を希望する方は、以下の書類を提出してください。
提出の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

(1) 提出書類

ア 単体事業者の場合

- ①参加申込書（様式1）
- ②会社概要書（様式2-1）及び技術者経歴書（様式2-2）及びパンフレット等（パンフレット等がない場合は不要）
- ③商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款の写し
- ④業務実績調書（様式3）及び実績を証明する書類（契約書の写し等）
- ⑤配置予定技術者調書（様式4）及び資格を証明する書類（免許証の写し等）及び参加者等との雇用関係を証明する書類（職員身分証、健康保険証の写し等）
- ⑥直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）又は業務報告書（収支状況が分かるもの）
- ⑦地方税（法人事業税）の完納証明書（写し可）
※証明書発行日は提出日前3か月以内のもの
- ⑧国税（法人税、消費税及び地方消費税）の完納証明書（写し可）
※税務署が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明書）
※証明書発行日は提出日前3か月以内のもの
- ⑨南相馬市入札参加資格審査申請書受理票の写し

イ JVの場合

JVでの応募にあたっては、募集要領「7 参加申込手続（1）ア」に定める単体事業者が必要な書類に加え、「6 公募条件等（プロポーザル参加資格要件）（1）イ（イ）」に示した協定書の写しが必要となります。

なお、募集要項「7 参加申込手続」（1）ア①参加申込書（様式1）、④業務実績調書（様式3）、⑤配置予定技術者調書（様式4）については、JVの代表者が取りまとめの上作成してください。

また、⑨南相馬市入札参加資格審査申請書受理票の写しについては、単体企業としての受理票に加え、JVとしての受理票を提出してください。

(2) 提出期限

令和6年7月31日（水）午後5時（必着）

（3）提出部数

紙媒体で原本1部、副本6部とします。

（4）提出先

20 担当課（問合せ先）に同じ

（5）提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、期限までに到着するように発送してください。

※提出する際は、外封筒の表に「南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル方式参加申込書在中」と朱書きしてください。

8 参加資格の確認

（1）参加資格の確認

参加資格の確認結果は、令和6年8月6日（火）までに通知します。

（2）説明請求

参加資格を満たさないと判断された者は、市に対して参加資格がないと判断した理由について、令和6年8月8日（木）までに書面（様式自由。ただしA4判とする。）により説明を求めることができます。

市は、説明を求められたときは、令和6年8月13日（火）までに説明を求めた者に対して書面により回答します。

（3）参加受付後の資格喪失

参加受付後に「6 参加資格要件」の要件を欠く事実が発覚した場合、プロポーザルへの参加を取り消します。

9 質問書の受付及び回答

参加申込みや提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、次のとおり質問をすることができます。

（1）様式

質問書（様式5）を使用してください。

（2）提出先

20 担当課（問合せ先）に同じ

（3）提出方法

「（2）の提出先」に電子メールで送付してください。また、未受領防止のため、提出を行った旨を必ず電話で連絡してください。

(4) 受付期間

令和6年7月17日(水)から7月24日(水)の午後5時まで

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年7月24日(水)までに、原則としてホームページに掲載して回答します。なお、質問に対する回答は、本要領及びその他配布された提供資料の追加配布又は修正とみなします。

(6) その他

- ①審査委員の役職や氏名等に関する質問には一切応じません。
- ②他の参加事業者に関する質問には一切応じません。
- ③審査の経過及びその内容に関してのお問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てには一切応じません。

10 技術提案

次の内容に基づき技術提案を行ってください。

(1) 提出期限

令和6年8月20日(火) 午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送(宅配便も可)

郵送(宅配便)の場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付けることとし、郵便事故等による提出期限の遅延等については、市では責任を負わないこととします。

(3) 提出先

20 担当課(問合せ先)に同じ

(4) 提出部数

- ①紙媒体 正本1部、副本6部
- ②電子データ(CD-R) 1枚

(5) 提出形式

提出書類一式をフラットファイルA4判タテ型に綴じること。

(6) 提出書類

次の各号の書類を提出してください。なお、提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

①技術提案書

ア 前提条件

仕様書の要件を満たす、次の内容に基づく技術提案を行ってください。なお、様式は任意とします。

提案内容は審査対象として使用するほか、業務受託後の基本案と見なすこととするため、原則として実際の業務受託後に大きな変更・

修正等が生じない内容とすることとし、やむを得ず変更が生じる場合には、あらかじめ市と協議の上、承認を得ること。

イ 提案内容

- ・仕様書の記載事項に関する具体的な提案をすること。なお、次の事項については記載を必須とします。

【必須事項１】人々が集う魅力的な施設の具体案

仕様書「５ 開発等の基本コンセプト（１）人々が集う魅力的な施設」の具体案について示すこと。なお、パース図、イメージ図、イラスト、写真等を使用することを妨げない。

【必須事項２】（仮称）こども・子育て賑わい創出エリアとの調和や連携に関する具体案

仕様書「５ 開発等の基本コンセプト（２）（仮称）こども・子育て賑わい創出エリアとの調和や連携」の具体案について示すこと。なお、パース図、イメージ図、イラスト、写真等を使用することを妨げない。

【必須事項３】（仮称）こども・子育て賑わい創出エリアとの調和や連携に関する具体案

仕様書「５ 開発等の基本コンセプト（３）（仮称）こども・子育て賑わい創出エリアとの調和や連携」の具体案について示すこと。なお、パース図、イメージ図、イラスト、写真等を使用することを妨げない。

【必須事項４】機能的な子育てサービス提供の場の具体案

仕様書「５ 開発等の基本コンセプト（４）機能的な子育てサービス提供の場」の具体案について示すこと。なお、パース図、イメージ図、イラスト、写真等を使用することを妨げない。

【必須事項５】子育て家庭と地域社会の交流が促進される場の具体案

仕様書「５ 開発等の基本コンセプト（５）子育て家庭と地域社会の交流が促進される場」の具体案について示すこと。なお、パース図、イメージ図、イラスト、写真等を使用することを妨げない。

【必須事項６】インクルーシブな場の具体案

仕様書「５ 開発等の基本コンセプト（６）インクルーシブな場」の具体案について示すこと。なお、パース図、イメージ図、イラスト、写真等を使用することを妨げない。

【必須事項７】子育て家庭の避難所機能の具体案

仕様書「５ 開発等の基本コンセプト（７）子育て家庭の避難所機能」の具体案について示すこと。なお、パース図、イメー

ジ図、イラスト、写真等を使用することを妨げない。

- ・仕様書「11 業務の実施体制」に留意し、想定される訪問回数、打合せ回数、配置予定人員等を示してください。
- ・提案における視覚的表現については、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日付け事務連絡 大臣官房官庁営繕部通知）に沿ったものとし、図、絵、写真等の使用は可としますが、具体的な設計図（正確な縮尺で作られた平面図、立面図、断面図等の設計図案）、模型（写真含む）及び透視図については、著しく設計の内容が表現されることから使用は認めないこととします。なお、これらの使用があると判断される場合は、失格とする場合があります。
- ・技術提案書には、参加者を特定できる内容（名称や記号、作品名等）を表示しないこととします。
- ・その他仕様書に記載する業務内容に関する特徴的な提案事項や、他事業者と比較して優位性があると判断できる提案等があれば記載してください。

ウ 留意事項

- ・提案は1事業者につき1案とします。
- ・日本工業規格A3用紙の片面のみを横に使用し、短辺綴じとします。当該規格を超える大きさの用紙を使用する場合は折り込み等によりA3サイズ以下に収まるようにしてください。
- ・書類はZ折り（片袖折り）でA4サイズになるように折り込み、ファイルに綴じること。
- ・企画提案書の表紙は、別紙6「技術提案書」に基づき記載してください。
- ・表紙を除くページにページ番号を入れてください。
- ・「11. 審査方法および審査基準」に基づき評価が可能な内容を記載してください。

②業務スケジュール（任意様式）

契約予定日（令和6年9月下旬）から業務終了（令和7年3月31日）までの、業務項目別のスケジュール概要を提示してください。

項目設定及び様式は任意としますが、A3判で1枚程度としてください。

③見積書（任意様式）

任意様式により、消費税及び地方消費税を含む総額にて見積書及び見積内訳書（以下「見積書」という。）を作成してください。なお、委託契約限度額を超過する額の見積もりは無効とします。

見積書には、必ず人件費や諸経費の別が分かる内訳書を備えることと

します。なお、人件費については、技術者別単価や工数を明記してください。

見積書の宛名は「南相馬市長」としてください。

見積書には事業者名、代表者氏名を記載するとともに、代表者印を押印してください。

見積額は本業務において、最も優秀な企画提案を行った事業者（優先交渉業者）を選定するためのものであり、本業務の契約額ではありません。

1 1 審査方法および審査基準

別紙「南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査することとします。

1 2 参加者の失格又は無効

次の各号のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 「6 公募条件等（プロポーザル参加資格要件）」を満たさなくなった場合
- (2) 提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類が本要領で定める方法に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか本要領に違反すると認められる場合

1 3 結果の公表

審査委員会の選定に基づき、総合的に判断して最も優秀と認められる事業者を受託候補者とし、審査結果とともに入札契約審査委員会の審議に付し、契約相手方の特定を行います。

契約相手方の特定結果は、提案者全員に対し、令和6年9月中旬以降（予定）に通知するとともに、南相馬市ホームページにより公表します。

結果等に対する提案者の異議申立ては一切認めません。

1 4 事前協議

市は、最も優秀と認められる受託候補者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

市と提案書をもとに契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、

改めて見積書を提出してください。その際の見積額は、原則として提案書の提案価格の範囲内とします。

協議により、採用された提案内容の一部について軽微な修正を依頼する場合があります。この場合、契約手続の際に当該修正を反映した提案書類を改めて作成し、提出を求める可能性があります。

1 5 契約の締結等

「1 4 事前協議」による協議に基づき、契約書を作成し、契約の締結を行います。

なお、業務の全部を包括的に第三者に再委託することはできません。

1 6 次順位者の繰り上げ

最も優秀と認められる事業者と契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、委員の平均点数が100点満点中60点以上の者であって、評価等が上位であった者から順に業務委託契約手続きのための交渉を行うことができるものとします。

1 7 提案書の取扱い

提案された書類等は全て、南相馬市に帰属することとします。

提出された書類は返却しません。

市は、提出された書類等について、必要に応じ無償で使用する事ができるものとします。

1 8 その他特記事項

- (1) 本提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出書類で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の追加提出、修正、差替え、変更は認められません。ただし、やむを得ない理由により修正や変更が必要と市が認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 提案書の作成のために南相馬市が配布した資料は、南相馬市の了解なく公表、使用することはできません。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはいけません。
- (6) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「様式7 参加辞退届」

- を提出してください。
- (7) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。
- (8) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）に基づき、提出書類等を公開することがあります。ただし、参加事業者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、この限りではありません。
- (8) 令和5.6年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録していない者の入札参加資格審査申請の受付方法については、「19 入札参加資格申請受付に関する事項」を参照してください。

19 入札参加資格申請受付に関する事項

- (1) 申請に必要な書類及び申請方法
申請においては、「申請の手引き」を確認のうえ、申請書類を「(5) 申請の担当課」まで郵送してください。
「申請書」及び「申請の手引き」については、南相馬市ホームページからダウンロードしてください。
- (2) 申請受付期間
令和6年7月17日（水）から令和6年7月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (3) 申請受付時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (4) 申請に関する留意点
申請の際は、「南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル」に関する申請書の提出である旨を記載してください。
- (5) 申請の担当課及び問合せ先
〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 本庁舎3階
南相馬市総務部 財政課 契約係
電話) 0244-24-5225
FAX) 0244-24-5214

20 担当課（問合せ先）

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 東庁舎1階

南相馬市こども未来部こども家庭課こども企画係

電話) 0244-24-5229

FAX) 0244-24-5740

e-mail) kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp